

山梨県公報

第二千七百五十号

平成二十九年

十二月四日

月 曜 日

目次

- 道路の区域変更(二件)……………七五七
- 道路の供用開始……………七五七
- 公共測量の実施……………七五七

告示

山梨県告示第三百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十九年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡早川町黒桂字小坂山三七九番一地从先から南巨摩郡早川町黒桂字カレカシロ三八三番地先まで	旧	三〇・二 三八・四	四〇・〇
	新	三〇・二 五〇・七	四〇・〇

山梨県告示第三百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
上野原市上野原字鳥居ノ前一七一九番一地从先から上野原市上野原字鳥居ノ前一七〇九番一地从先まで	旧	八・一 八・一	九二・六
	新	八・一 八・九	九二・六

山梨県告示第三百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月四日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	今諏訪北村線	南アルプス市在家塚字神ノ木八九五番二地从先から南アルプス市飯野字街道端三四五〇番一地从先まで	六二・九	平成二十九年十二月十一日

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により大月市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影及び数値地形図作成（地図情報レベル五百））
- 二 測量の地域 大月市御太刀二丁目地内
- 三 測量の期間 平成二十九年十一月八日から平成三十年二月二十八日まで